

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言後の対応について

1. 最近の経過

(1) 国

令和3年 1月5日	・ 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第20回 持ち回り開催） 首都圏の1都3県を対象とした緊急事態宣言をとりまとめる。
1月7日	・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 （対象区域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県等の4都府県） （期間：令和3年1月8日から2月7日までの31日間） ・ GoTo トラベルの全国一斉停止を2月7日まで延長 ・ 「新型コロナウイルス感染症対策本部開催（第51回）」 ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」1月7日変更
1月8日	・ 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第21回 持ち回り開催） 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の改正について
1月13日	・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更を発出 （対象区域：栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県等の7府県を追加し、11都府県に） （期間：令和3年1月14日から2月7日まで） ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）を開催 ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」1月13日変更
1月15日	・ 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第22回 持ち回り開催） 「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法及び感染症法に関する基本的な考え」について

(2) 県

令和3年 1月4日	・ 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部（第19回）を開催（書面開催） ・ 県民、事業者等に新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく協力を要請 （期間：令和3年1月8日から1月31日まで） ① 県民に対して、20時以降の不要不急の外出の自粛、20時以前においても、感染リスクの高い場所への不要不急の外出の自粛 ② 県内全域の飲食店に対して、20時から5時は営業しない。酒類を提供する場合は19時まで ③ 催物の開催制限の人数上限目安を、屋内は5,000人かつ定員半分以上。屋外は5,000人以下
1月7日	・ 国の緊急事態宣言発令に基づき、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部（第20回）を開催

	・ 1 月 4 日に行った新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の期限を 2 月 7 日に変更
--	---

2 本市の対応

(1) 主な対応経過

令和 3 年 1 月 4 日	・ 年末年始の安房管内の新規感染状況を確認 ・ 千葉県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく千葉県の協力要請の確認及び市の対応方針を確認。 ・ 市の公共施設の利用制限、イベントの中止等について検討。
1 月 5 日	・ 千葉県の協力要請を安全安心メールで周知。 ・ 国の緊急事態宣言発出時の対応について確認（特措法に基づく対策本部の設置について）
1 月 6 日	・ 新規感染者の状況確認（1 月 5 日公表分 1 名） ・ 国の緊急事態宣言発出時の対応について確認 - 市公共施設の利用制限、イベントの中止等の確認
1 月 7 日	・ 新規感染者の状況確認（1 月 6 日公表分 2 名） ・ 国の緊急事態宣言発出に伴い、新型コロナ総合対策本部から特別措置法第 34 条第 1 項に基づく鴨川市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、翌日開催を確認。 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、鴨川消防署長 本部員：部長、市長が指定する職員
1 月 8 日	・ 鴨川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催 国の基本的対処方針、千葉県の感染症対策本部の決定事項並びに千葉県の協力要請に基づき対応することを確認。 ・ 国の緊急事態宣言下の対応（市の公共施設、イベント等の利用制限、中止等）の確認、制限期間は 2 月 7 日まで ・ 市民への周知（市のホームページ掲載、安全安心メールの配信） ・ 新規感染者の状況確認（1 月 7 日公表分 1 名）
1 月 12 日	・ 新規感染者の状況確認（1 月 8 日公表分 2 名、1 月 9 日公表分 1 名）
1 月 13 日	・ ふれあいセンター併設のデイサービス職員 1 名が PCR 検査の結果、陽性であることを社会福祉協議会が発表（第 1 報）。デイサービスを中止。 ・ 保健所による積極的疫学調査の実施（濃厚接触者等の把握）。 ・ ふれあいセンター市民サービスコーナー、会議室の利用中止及びふれあいセンター（健康推進課、福祉課、子ども支援課）職員の分散勤務の移行を決定し、市のホームページ、安全安心メールで周知。 ・ 福祉センターの入浴サービスの利用を当面の間、中止を決定。
1 月 14 日	・ 市内小学校の児童 1 名の新型コロナウイルス感染が判明。当該小学校の臨時休業を実施。当該児童の在籍する学年を除き、15 日から学校を再開。 ・ 新規感染者の状況確認（1 月 13 日公表分 1 名）

	・社会福祉協議会のデイサービス職員との濃厚接触者は職員 12 名、利用者 35 名の合計 47 名の PCR 検査を順次開始。
1 月 15 日	・新規感染者の状況確認（1 月 14 日公表分 7 名） ・13 日に実施したデイサービス利用者 16 名、職員 9 名、計 25 名の PCR 検査結果が陰性であることを社会福祉協議会が発表（第 2 報）。 ・14 日に実施したデイサービス利用者 19 名、職員 3 名、計 22 名の PCR 検査結果が陰性であることを社会福祉協議会が発表（第 3 報）。 ・ふれあいセンター市民サービスコーナー、会議室の利用の再開は、デイサービスセンターの安全性が確認された場合とする。
1 月 16 日	・新規感染者の状況確認（1 月 15 日公表分 1 名）
1 月 17 日	・新規感染者の状況確認（1 月 16 日公表分 1 名）
1 月 19 日	・西条認定こども園において園児 1 名の感染を確認。1 月 19 日の臨時休園を決定。 ・保健所との協議により、当該園児が在籍するクラスは 1 月 29 日まで休園し、それ以外のクラスは 1 月 20 日から再開を決定する。
1 月 20 日	・新規感染者の状況確認（1 月 19 日公表分 2 名） ・亀田市長からの市民に向けて緊急メッセージを呼びかける。
1 月 21 日	・新規感染者の状況確認（1 月 20 日公表分 5 名）

2. 緊急事態宣言における市の対応

(1) 鴨川市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

- ・国の緊急事態宣言の発令に伴い、鴨川市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、本部及び連絡会を設置する。
- ・設置年月日：令和3年1月7日

①本部	会 長：市長 副会長：副市長、教育長、政策参与、鴨川消防署長 本部員：部長、市長が指定する職員 事務局：健康推進課												
②連絡会	会 長：副市長 副会長：健康福祉部長 構成員：全所属長 対策グループ： <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策グループ</th><th>構 成</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営企画グループ</td><td>経営企画部、会計課、水道局</td></tr> <tr> <td>総務グループ</td><td>総務部、天津小湊支所、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局</td></tr> <tr> <td>健康福祉グループ</td><td>健康福祉部、国保病院</td></tr> <tr> <td>建設経済グループ</td><td>建設経済部、農業委員会事務局</td></tr> <tr> <td>教育グループ</td><td>学校教育課、学校給食センター、生涯学習課</td></tr> </tbody> </table> 事務局：健康推進課	対策グループ	構 成	経営企画グループ	経営企画部、会計課、水道局	総務グループ	総務部、天津小湊支所、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局	健康福祉グループ	健康福祉部、国保病院	建設経済グループ	建設経済部、農業委員会事務局	教育グループ	学校教育課、学校給食センター、生涯学習課
対策グループ	構 成												
経営企画グループ	経営企画部、会計課、水道局												
総務グループ	総務部、天津小湊支所、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局												
健康福祉グループ	健康福祉部、国保病院												
建設経済グループ	建設経済部、農業委員会事務局												
教育グループ	学校教育課、学校給食センター、生涯学習課												

(2) 基本的な感染防止対策等

- ・国の緊急事態宣言、基本的対処方針、千葉県の対策本部の決定事項、協力要請に基づき対応する。

①市民への対応

- ・20時以降の不要不急の外出の自粛
- ・20時以前においても、感染リスクの高い場所への不要不急の外出の自粛

②公共施設、イベントの対応

- ・市の公共施設の利用制限（5時15分以降の利用制限）
- ・市主催イベントの中止・延期等
- ・基本的な感染対策の実施（入館の際のマスクの着用、手指消毒の実施、人と人との十分な間隔を確保、室内換気、塩素消毒の実施）
- ・市役所、天津小湊支所、ふれあいセンターの3施設において、来庁時の検温実施

③市内感染の集団的発生時の対応

- ・感染拡大の防止
- ・事業継続の支援
- ・偏見や差別の防止

④市職員への対応

- 市役所職員全員に対して、毎日、体温確認、体調確認の実施。

⑤個人、事業者向けの支援策の周知

⑥新型コロナウイルス感染症の予防接種の対応

⑦市民への周知

- 市のホームページ、安全安心メール等により周知を実施。

(3) 新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施に向けた準備

<概要>

・予防接種法の臨時接種に関する特例により、市町村が予防接種を実施する。なお、接種対象者に接種券（クーポン券）を発行し、接種情報を予防接種台帳に記録し保存する。

①接種対象者：市民（32,290人：令和3年1月1日住民基本台帳に基づく）

【優先接種者（国の案）】 ※今後変更の可能性あり。

対象区分	人数	接種の開始予定
1 医療従事者等	2,800人	2月下旬予定
2 高齢者（65歳以上）	12,500人	3月下旬予定
3 基礎疾患を有する者 総人口の6%	2,000人	4月下旬予定
4 高齢者施設等の従事者	1,000人	4月下旬予定
5 60～64歳の者	2,000人	4月下旬予定
6 その他の者	12,000人	未定

②接種回数：2回を想定

③接種場所：市内の医療機関等（安房医師会と調整中）

④ワクチンの特性：ファイザー社mRNAワクチン（アメリカ）

（既に、日本政府と1億2千万回分（6千万人分）のワクチンを本年6月までに供給することで合意）

・接種間隔：21日間隔

・保管温度：-75℃±15℃（超低温冷蔵庫又はドライアイスで保管）
冷蔵保存（2～8℃）で最大5日間
希釈後室温で6時間

⑤事業費：160,682,000円

※新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 10/10

※※新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 10/10

内 訳	金 額
事務費（令和2年度分）※ ・報酬、共済費、旅費 ・需用費、役務費 ・使用料及び手数料 ・備品購入費等	11,743,000円
接種委託料（令和2～3年度分）※※ ・接種単価：全国統一単価 2070円×消費税=2,277円	148,939,000円

・使用料（リース代）は、債務負担行為を設定予定。

⑥担当課：健康福祉部 健康推進課